

(様式3)

措 置 報 告 書

文書番号(四建第781号)
平成28年 2月29日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

四日市建設事務所長

平成27年6月17日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

対象事業の名称	二級河川朝明川水系河川整備計画
通知事項	措置内容
(動植物への影響について) ・河口部にある高松干潟の保全については十分留意してください。 (生活環境への影響について) ・浚渫土砂については、廃棄物処理法の廃棄物には該当しませんが、性状に応じて生活環境保全上支障が出ないように適切に処理してください。 (景観について) ・環境配慮検討書3頁中「2 計画地の社会的条件の現況等」の「(2)関係法令等による地域の指定・規制状況」について、(景観計画区域)を(四日市市景観計画区域)へ修正してください。 ・同「(5)自然景観・文化財等」について、「四日市市景観計画」も追加し、再調査をお願いします。 (大気環境及び騒音・振動について) ・工事の実施においては、いわゆるポスト新長期規制適合車両、低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)に基づく低騒音型建設機械及び低振動型建設機械、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に定める排出基準適合車両及び「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年3月17日付国土交通省告示第348号)に基づく排出ガス対策型建設機械を優先的に使用する等、排出ガスや騒音・振動の低減に努めてください。	・河口部の掘削を行わない計画であるため干潟環境への影響は少ないと考えていますが、工事の実施にあたっては、十分留意して施工します。 ・掘削土砂の性状を確認し、周辺の生活環境に支障が出ないように適切に処理します。 ・環境配慮検討書を修正しました。 ・環境配慮検討書に追加し、再調査を行いました。 ・工事の実施にあたっては、国土交通省基準に基づく排出ガス対策型建設機械を優先的に使用する等、排出ガスや騒音・振動の低減に努めます。

事務担当 四日市建設事務所 事業推進室 流域・公園課 菊澤
連絡先 059-352-0677